別表の四の二の項中「第十六条の二」を「第十六条の二の二」に改め、同項を同表の四の二の二の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

四の二	国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業	第十六条の二

別表の八の二の項を次のように改める。

八の二	国家戦略特別区域工場等新増設促進事業	第二十条の二

別表の十二の二の項の次に次のように加える。

十二の三	国家戦略中心市街地活性化事業	第二十四条の三

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　畜舎建築利用計画の認定等（第三条―第十二条）
第三章　認定計画実施者の監督等（第十三条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）をいう。

2　この法律において「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいう。

3　この法律において「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備その他の農林水産省令で定める設備をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいう。

一　継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと（次号及び第三号に掲げる要件を除く。）。

二　敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

三　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域、景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区並びに建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等にあっては、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）及び高さその他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

4　この法律において「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、次に掲げる事項について定めるものをいう。

一　畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限に関すること。

二　災害時の避難経路の確保に関すること。

三　避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組に関すること。

第二章　畜舎建築利用計画の認定等

（畜舎建築利用計画の認定）

第三条　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（次項及び第四項において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2　畜舎建築利用計画には、次に掲げる事項（その床面積が、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。次項第三号において同じ。）の技術水準その他の事情を勘案して、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規模として主務省令で定める規模以下である畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　畜舎等の種類、工事施工地又は所在地並びに規模及び間取り

三　畜舎等の設計者（その者の責任において、設計図書（畜舎等又はその敷地に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成した者をいう。以下同じ。）

四　畜舎等の敷地、構造及び建築設備

五　畜舎等の利用の方法

六　申請者が畜舎等で行う畜産業の内容

七　建築等の工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他主務省令で定める事項